

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
両備高速株式会社	岡山県	5	2024年12月26日	2026年9月30日	力 認定期間内に120日車の行政処分を受けたため。

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消基準	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合。	認定取消日から 3 年間
イ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死亡事故」が発生した場合。	認定取消日から 2 年間
ウ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷事故」が発生した場合。	認定取消日から 1 年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合。	認定取消日から 1 年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、「死亡事故」、「重傷事故」、「10 人以上の負傷者を生じた事故」、「転覆等の事故」又は「悪質違反による運行等」が発生したり、30 日車以上の行政処分等（警告を含む）を受けたにもかかわらず、故意に30 日以内に日本バス協会に報告しなかった場合。	認定取消日から 2 年間
カ 有効期間内に、1 営業所 1 回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合。	認定取消日から 1 年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合。	認定取消日から 1 年間
ク 1ツ星認定事業者が同じ有効期間内に、同じ営業所において2回目の1営業所1回当たり30日車以上50日車以下の行政処分等（警告を含む）を受けた場合。	認定取消日から 1 年間
ケ 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合。	—
(注)認定の取消基準 ア～ケは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
株式会社新栄	長崎県	17	2024年12月26日	2026年9月30日	力 認定期間内に70日車の行政処分を受けたため。

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消基準	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合。	認定取消日から 3 年間
イ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死亡事故」が発生した場合。	認定取消日から 2 年間
ウ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷事故」が発生した場合。	認定取消日から 1 年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合。	認定取消日から 1 年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、「死亡事故」、「重傷事故」、「10 人以上の負傷者を生じた事故」、「転覆等の事故」又は「悪質違反による運行等」が発生したり、30 日車以上の行政処分等（警告を含む）を受けたにもかかわらず、故意に30 日以内に日本バス協会に報告しなかった場合。	認定取消日から 2 年間
カ 有効期間内に、1 営業所 1 回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合。	認定取消日から 1 年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合。	認定取消日から 1 年間
ク 1ツ星認定事業者が同じ有効期間内に、同じ営業所において2回目の1営業所1回当たり30日車以上50日車以下の行政処分等（警告を含む）を受けた場合。	認定取消日から 1 年間
ケ 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合。	—
(注)認定の取消基準 ア～ケは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定降格等のお知らせ

降格事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	降格年月日	降格事由
廿日市交通株式会社	広島県	25	2025年12月23日	2026年9月30日	認定期間内に40日車の行政処分等を受けたため。

注)車両数は、日本バス協会調べ。

認定の降格条件			
ア	認定の有効期間内において、1営業所1回当たり 30日車以上50日車以下の行政処分等を受けた場合	一ツ星	次回の書類審査で、「Ⅱ. 事故や違反の 状況違反(行政処分)の実績」は0点 と評価し、さらに累積違反点数を減点
イ		二ツ星・三ツ星	ワンランク降格
ウ		三ツ星(4年更新)	ワンランク降格の上、2年更新

(注)認定降格の場合、認定期間のうち残存期間が降格となります。

※認定降格等のお知らせは、認定降格等の日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。